

参考10 関係法規

Reference 10. Laws Related to the 2005 Population Census of Japan

(1) 統計法 (昭和22年3月26日法律第18号) (抄)

(指定統計)

第二条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。

(指定統計調査)

第三条 指定統計を作成するための調査（以下指定統計調査という。）は、この法律によつてこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

2 この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

(国勢調査)

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

2 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

3 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

(統計調査員)

第十二条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

(権限の委任)

第十八条の三 総務大臣は、政令で定めるところにより、第二条及び第七条に定める権限を総務省において統計に関する事務を所掌する職にある者で政令で定めるものに委任することができる。

(2) 国勢調査令 (昭和55年4月15日政令第98号)

内閣は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項、第十二条第二項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(趣旨)

第一条 統計法（以下「法」という。）第四条第二項の規定による国勢調査に関しては、この政令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設
 - 二 病院又は診療所に引き続き三月以上入院し、又は入所している者 その病院又は診療所
 - 三 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠
 - 四 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
 - 五 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院
- 2 この政令において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。
- 3 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。
- 4 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。
- 一 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者
 - 二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者
 - 三 前二号に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり

四 前三号に該当しない単身者

5 この政令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

6 この政令において「世帯主」とは、世帯（第四項第三号の規定による世帯を除く。）を主宰する世帯員をいう。

7 この政令において「世帯の代表者」とは、第四項第三号の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

（調査時）

第三条 法第四条第二項の規定による国勢調査は、これを実施する年の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行ふ。

（調査の対象）

第四条 法第四条第二項の規定による国勢調査（以下「国勢調査」という。）については、同条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 調査時において本邦（総務省令で定める島を除く。以下同じ。）にある者で、本邦にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるもの

二 本邦に生活の本拠を有する者（前号に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでいる者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるものを除く。）

三 本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入った船舶（調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後五日以内に本邦の港に入った船舶に限る。）に乗り組んでいる者（前二号に掲げる者及び本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）

2 次に掲げる者は、前項に規定する者に含まれないものとする。

一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であつて、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの

二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（前号に掲げる者を除く。）

（調査事項等）

第五条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第四条第二項ただし書の規定による国勢調査にあつては、第一号ト、チ、リ及びタ並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）を調査する。

一 世帯員に関する事項

イ 氏名

- ロ 男女の別
 - ハ 出生の年月
 - ニ 世帯主との続柄
 - ホ 配偶の関係
 - ヘ 国籍
 - ト 現在の住居における居住期間
 - チ 五年前の住居の所在地
 - リ 在学，卒業等教育の状況
 - ヌ 就業状態
 - ル 就業時間
 - ヲ 所属の事業所の名称及び事業の種類
 - ワ 仕事の種類
 - カ 従業上の地位
 - ヨ 従業地又は通学地
 - タ 従業地又は通学地までの利用交通手段
- 二 世帯に関する事項
- イ 世帯の種類
 - ロ 世帯員の数
 - ハ 家計の収入の種類
 - ニ 住居の種類
 - ホ 住宅の床面積
 - ヘ 住宅の建て方
- 2 前項の調査票の様式は，総務省令で定める。

第六条 削除

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

- 第七条** 国勢調査の事務に従事させるため，法第十二条第一項に規定する統計調査員として，国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。
- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は，総務大臣が任命する。
 - 3 国勢調査員の担当地域は，市町村長が指定した第八条の二の規定による調査区の区域とする。
 - 4 国勢調査指導員は，市町村長の調査実施上の指導を受けて，国勢調査員に対する指導，調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
 - 5 国勢調査員は，市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて，その担当地域内にある世帯に係る調査票その他の調査関係書類の作成その他これに附帯する事務を行う。

- 6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証)

- 第八条** 市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調査員に対し、それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証を交付しなければならない。
- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、その事務を行うときは、前項の国勢調査指導員証又は国勢調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、総務省令で定める。

(調査区の設定及び修正)

- 第八条の二** 市町村長は、国勢調査を実施する年の前年の十月一日現在により、総務省令で定める基準により当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により設定した調査区について、調査時までには市町村の境界変更が行われた場合又は調査時までには生じた総務省令で定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。
 - 3 前二項に規定するもののほか、調査区の設定及び修正に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(調査の方法)

- 第九条** 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、国勢調査員又は第七条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員(以下「国勢調査員等」という。)が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集することにより行う。
- 2 国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、同項の期間内において、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

(申告の義務及び方法)

- 第十条** 国勢調査に当たっては、当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ申告しなければならない。
- 2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により申告すべき者に代わって当該申告を行うことができる。
 - 3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

(未調査等の場合の措置)

第十一条 第四条に規定する者（以下「調査対象者」という。）について、第九条第一項の規定による調査が行われなかつたとき又は同条の規定による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、関係市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、関係市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

第十二条 削除

(調査票等の提出)

第十三条 国勢調査員及び国勢調査指導員は、市町村長に対し、その定める期限までに、調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により国勢調査員及び国勢調査指導員から提出された調査票を審査し、必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

(結果の公表等)

第十四条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(連絡等に関する事務)

第十五条 都道府県知事は、第十三条第二項又は第三項の規定によるもののほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務

二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務

三 国勢調査の広報に関する事務

四 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務

五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

- 六 第十三条第二項若しくは第三項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他同条第二項若しくは第三項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 市町村長は、第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十一条又は第十三条第一項若しくは第二項の規定によるもののほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。
- 一 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務
 - 二 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞令書の交付に関する事務
 - 三 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び費用の交付に関する事務
 - 四 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務
 - 五 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務
 - 六 国勢調査の広報に関する事務
 - 七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
 - 八 第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

- 第十六条** 第十三条第二項及び第三項並びに前条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 2 第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項及び第二項、第十一条、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇四号） 抄

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

(3) 国勢調査施行規則 (昭和55年4月15日総理府令第21号)

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項並びに国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)第四条第一項, 第五条第二項, 第八条第三項, 第九条第一項及び第十一条の規定に基づき, 並びに同令第十五条を実施するため, 国勢調査施行規則を次のように定める。

国勢調査施行規則

(総務省令で定める島)

第一条 国勢調査令(以下「令」という。)第四条第一項第一号の総務省令で定める島は, 次のとおりとする。

- 一 内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令(昭和三十四年政令第三十三号)に規定する北方地域にある歯舞群島, 色丹島, 国後島及び択捉島
- 二 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

(調査票の様式)

第二条 令第五条第二項の総務省令で定める調査票の様式は, 別記様式第一号とする。

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式)

第三条 令第八条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は, それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。

(調査を行う期間)

第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は, 国勢調査を実施する年(以下「実施年」という。)の九月二十三日から翌月十五日までとする。

(未調査等の場合の届出の期限)

第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は, 実施年の十月十八日とする。

(未調査の場合の調査を行う期限)

第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は, 実施年の十月十九日とする。

(期間等の変更)

第七条 市町村長は, 天災事変その他避けることのできない事故のため, 第四条の期間又は前二条の期限(以下「期間等」という。)により難いときは, 直ちに, その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、期間等を別に定め、又は延長することができる。
- 4 総務大臣は、前項の規定により期間等を別に定め、又は延長したときは、その旨を告示するものとする。

(調査票等の保存)

第八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（令第五条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

(調査方法についての基礎調査)

第九条 令第十五条第一項第六号及び第二項第八号の調査方法についての基礎調査に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 国勢調査の円滑な実施に資すると認められる調査方法、集計方法、調査票の様式等を調査研究するための調査の執行
- 二 国勢調査の結果の精度を検証するための調査の執行

附 則（平成一七年三月二二日総務省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。

(別記様式 略)

(4) 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令

(昭和59年4月27日総理府令第24号)

(調査区の設定の基準)

第一条 国勢調査令（以下「令」という。）第八条の二第一項の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。

2 一般調査区は、総務大臣の定める方法により、次項各号及び第四項各号に掲げる区域以外の区域を当該区域内に居住する世帯の数がおおむね五十世帯になるように区分して設定するものとする。

3 特別調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。

一 相当規模の山林、原野等の区域で居住者の存しないもの又は著しく少ないもの

二 工場、教育文化施設、交通施設その他人の居住の用に供されない施設で相当規模のもの存する区域

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、病院（おおむね患者二百人以上の収容施設を有するものに限る。）、刑務所、自衛隊の営舎その他これらに類する施設の存する区域

四 おおむね五十人以上の単身者が居住している寄宿舍、寮等の存する区域

4 水面調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域

二 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾の同条第三項に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の水域（前号の重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域）で居住者の存するもの

三 河川又は運河の河口及びその周辺水域で居住者の存するもの（前二号に該当するものを除く。）

(指定都市における調査区の設定)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における調査区の設定は、当該指定都市の区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。

(調査区の修正の事由)

第三条 令第八条の二第二項 の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 指定都市の区の区域の変更
- 二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少
- 三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形質の著しい変更
- 四 第一条第三項第二号から第四号までに掲げる施設等の設置、除却又は用途の変更
- 五 第一条第四項第一号及び第二号に掲げる港湾区域又は同項第二号に掲げる漁港の水域の変更

(調査区地図等の作成及び提出)

第四条 市町村長は、令第八条の二第一項 の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により提出された調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、令第八条の二第二項 の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一六年五月一三日総務省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。